

家族経営協定

9組目に

中原さん

このたび、中原潤一郎・孝司さん（中村）親子2組のご夫婦が、町では9組目となる家族経営協定を結ばれました。

家族経営協定とは、家族農業経営をより良いものにするために、労働時間、労働報酬、休日などについて文書により取り決めを行うもので、それぞれ自覚をもって経営に参画することを目的に締結するものです。



平成21年前期（春季）農作業標準労賃協定表

平成21年4月～8月末まで適用

大山町農業委員会 ☎ 0858-58-6115

* 消費税を含む *

作業名		協定額	備考
田植え	機械植え (10a当り)	6,500円	側条施肥付500円加算
一般労務		800円	1. 1時間当り 2. 時間経過の際は適宜加算 3. 葉たばこ・ネギ調理含む
耕運機・ トラクター	(10a当り) 荒起 こなし 代かき こなし・代かき同時	6,000円 3,600円 5,000円 7,000円	農地の状況により適宜加算
堆肥	散布	1,500円	1. 1t当りの料金とする 2. 堆肥料金は別途料金とする
あぜ草刈(1時間当り)		1,800円	機械代・燃料代含む
あぜ塗り(1畝当り)		60円	
薬剤散布(10a当り)		1,000円	ナイアガラ散布 (機械代・燃料代含む)
追肥(10a当り)		800円	機械代・燃料代含む

* 梨については、西部果樹協会（☎0859-56-6511）までお問い合わせください。

* この協定額は町の標準賃金です。地区によっては相違がありますし、農地の状況によっても異なりますので、双方の話し合いにより決定してください。